

# 区行政のあり方懇談会 第3回総会

日時：平成28年8月25日（木）

午後3時30分

場所：東庁舎1階第11会議室

- 1 今後の「区のあり方」基本方針について【資料1】
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 土木事務所の業務について【資料2】
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 各区の取り組みについて【資料3】
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 4 総合区について【資料4】
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 5 その他

# 名古屋市における今後の「区のあり方」基本方針（検討資料）

## 1 国の動向

### □ 第30次地方制度調査会答申（平成25年6月）

- ・三大都市圏は、団塊の世代を中心に今後急速に高齢化が進行していくため、極めて短期間のうちに対策を講じることが必要である。また、人を支えるコミュニティ機能が低下し、人と人のつながりが希薄化している。暮らしを支える対人サービスの重要性が高まる中で、住民の視点から公共サービスを考えていくためにも、住民自治を拡充していくことが重要である。
- ・指定都市においては、市役所の組織が大規模化し、カバーするサービスも幅広くなるため、個々の住民との距離は遠くなる傾向にある。このため、住民に身近な行政サービスを住民により近い組織において提供することや住民がより積極的に行政に参画しやすい仕組みを検討することが必要である。特に人口規模が大きい都市については、住民に身近な行政区の役割を強化し、明確にすることを検討する必要がある。
- ・指定都市、とりわけ人口が非常に多い指定都市において、住民に身近な行政サービスについて住民により近い単位で提供する「都市内分権」により住民自治を強化するため、区の役割を拡充することとすべきである。



### □ 平成26年地方自治法改正（平成26年5月）

区の事務分掌を条例で定め、また総合区を設置できることとされた

★改正の趣旨 区の役割を拡充し、住民自治を強化しようとするもの

## 2 本市における現在の考え方

### □ 新たな区役所改革計画（平成21年度～平成28年度）

#### 区役所の将来像

市民との協働のもと、自らの権限と責任において地域の課題を主体的に解決できる「市民に信頼される地域の総合行政機関」

#### 改革の方向性

- ・区の自主性・主体性を発揮したまちづくりの実現
- ・迅速で質の高い市民サービスの実現

### □ 名古屋市がめざす大都市制度の基本的な考え方（平成26年3月）

当圏域の中心都市として連携の核となり、強力なリーダーシップを発揮するとともに、市域内において、地方が行うべき事務を大都市が一元的に担うことを基本とする「特別自治市」制度を創設する。



「特別自治市」制度の創設の実現に向けたプロセス

区役所の機能強化、地域活動の支援など住民自治の充実にむけて取組みを進める。

### 参考 分区・合区について

#### □ 行政区のあり方懇話会提言（平成9年4月）

#### □ IT時代における区の行政サービスあり方懇話会（平成15年6月）

- ・行政区の適正規模は、人口は概ね10万人から20万人程度。
- ・分区は25万人から30万人を超える状況が、合区は人口5万人未満となる状況が見込まれ、現状の問題が区の再編によってしか解消できない場合に検討する。

#### □ 新たな区役所改革計画（平成22年3月）

- ・行政区の適正規模に関し、「区役所改革基本計画」に引き続き、現行の16行政区の枠の中で、市と区の役割を見直し、区役所の事業執行についての権限・責任の強化を図るものとなりました。



この考え方を引き続き継承し、分区・合区の検討は行わない。

## 3 今後の方向性（めざすべき区役所像）

区民ニーズに的確に対応し、自らの権限と責任において、地域の課題解決や区の特性に応じたまちづくりに区民と取り組む「住民に身近な総合行政機関」

## 4 めざすべき区役所像を実現するための3つの柱 ①

### I 住民が主体のまちづくりの推進

住みやすく愛着の持てる地域をつくるためには、住民や様々な地域団体の方々などが地域に関心を持ち、協力し合いながら身近な課題に取り組んでいく地域の力が欠かせない。そこで、地域コミュニティ活性化を図るとともに、住民がより積極的に行政に参画し、協働しやすい仕組み作りを推進する。

#### ○地域支援の推進

身近な地域課題に対応し、住みやすく愛着の持てる地域、魅力ある地域をつくるため、地域団体等による自主的な活動への支援を行うとともに、区民の地域活動への参加を促進するなど地域コミュニティの活性化を図る。

また、複雑多様化する地域課題に対応するため、区政協力委員制度等既存の仕組みや、区役所の職員を各地域担当として割り振る地域担当制を活用するなど地域とのコミュニケーションを密にし、地域の課題やニーズの把握に努めるとともに、課題に応じた地域との連携を進める。

具体的な取り組み: 地域コミュニティ活性化支援(地域活動への参加促進、町内会・自治会加入促進等)、地域担当制の充実

#### ○区民参画・協働の推進

暮らしを支える対人サービスの重要性が高まる中で、住民の視点から公共サービスを考えていくためにも、住民自治を拡充していくことが重要である。区民に情報を提供し、区民の参画を得て、課題及び特性について協議し、区民と協働で取り組む仕組みを充実させる。

具体的な取り組み: 区民会議、区まちづくり基金への寄附

### II 住民に身近な行政サービスの推進

区役所では市民生活に密着した行政サービスを提供していることから、市民感覚を大切に、区民とも協働しながらサービスの充実に取り組んでいく。  
また、効率的で質の高いサービスを提供し、区民満足度の向上に努める。

#### (1) 住民と取り組むまちづくりの推進

##### ○地域防災力の向上

自分や自分の家族を守るという「自助」、地域の住民や事業者の助け合いによる「共助」、行政が市民や事業者の活動を支援し、それらの者の安全を確保するという「公助」の理念を念頭に、地域防災力の向上を図るため、地域における防災の取り組みを支援するとともに、市民、事業者及び市が協働して、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めていく。

具体的な取り組み: 訓練等を通じた災害対応力の向上、地域による主体的な避難所運営の推進、災害時要援護者対策の推進、防災知識の普及啓発

##### ○地域福祉の推進

地域住民が互いに助け合う仕組みを構築し、高齢者や子育て中の親、障害者等が地域で孤立することなく、誰もがその人らしく安心した生活を送ることができる福祉のまちづくりを進めていく。あわせて、区社会福祉協議会やNPO、ボランティア団体など、多様な福祉の担い手が活動できるよう支援していく。

具体的な取り組み: つながり支えあう地域づくり、地域福祉の多様な担い手づくり(地域包括ケアの推進など)

##### ○安心・安全で快適なまちづくり等の推進

犯罪の防止、交通安全、空家等への対応などの、安心・安全で快適なまちづくり等を推進するため、関係公所との連携強化を図り、機動的な活動を展開します。

具体的な取り組み: 安心・安全で快適なまちづくり活動、空家等の対策推進

##### ○区の特性に応じたまちづくりの推進

地域課題が複雑化・多様化する中、より良い社会を形成するため、大学、企業、市民活動団体等が有する人的・知的な資源を活用して、相互に協働・連携しながら区の特性に応じたまちづくりを進めていく。

具体的な取り組み: 大学、企業、市民活動団体等との連携

(2) 効率的で質の高い行政サービスの提供

○窓口サービスの充実・接遇の向上

効率的で質の高いサービスの提供を行うため、区役所の職員の接遇・ホスピタリティの向上等により、市民がより便利で快適な窓口サービスを受けられるようにする。

具体的な取り組み:研修の実施

○ICTを活用した市民サービスの向上

個人情報の適正な管理のもとに、ICTを活用し、市民ニーズにあったより利便性の高いサービスの提供や、市民への情報の提供内容の充実を推進する。

具体的な取り組み:ICTを利用した窓口での案内、イベント等の情報発信・申請受付

○市民にとって利用しやすい庁舎の計画的整備

老朽化が進む区役所庁舎について、様々な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供できるよう、庁舎の整備を計画的に進める。また、現在単独庁舎となっている保健所等については、区役所の庁舎に空きスペースが生じる場合や建替えなど条件が整った場合に合同庁舎化を進める。

具体的な取り組み:中村区役所の改築検討

Ⅲ 区行政を推進する仕組みづくり

複雑化・多様化する地域課題を解決するため、市民と直接関わる行政の最前線である区役所の企画調整機能を強化するとともに、市民生活の様々な分野を所管する局・区内公所等との連携を強化し、区における総合行政を推進する。

○区の計画の策定

区を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、5年後のめざすべき区の姿を明らかにし、その実現に向けた取り組みを体系化した、区将来ビジョンを策定する。

具体的な取り組み:区将来ビジョンの策定、区政運営方針による進捗管理

○区長権限の強化

市役所の組織が大規模化し、そのカバーするサービスも幅広くなるため、個々の住民との距離は遠くなる傾向にある。そこで、地域課題を住民により近い区役所で主体的に解決できるようにするため、予算や組織の面から、区長の権限を強化する。

具体的な取り組み:自主的・主体的な区政運営予算、区長の直接予算・組織要求する仕組みの導入、裁量定員及び柔軟な職員配置の活用

○区の総合行政機能の強化

市民に最も身近な行政機関である区役所は、単なる窓口サービスの提供にとどまらず、地域課題解決の拠点としての役割を果たすことが求められている。そこで、住民に身近な行政サービスを行っている公所の事務については、区役所の組織で実施する。

具体的な取り組み:企画調整機能の強化、区内公所のあり方

# 土木事務所の機構

Ⅲ 土木事務所(16)  
 所長  
 区役所区政部主幹を兼務

491

Ⅲ 副 所 長

## 管 理 係

- 1 人事の事務手続、文書の收受及び発送並びに公印の管守
- 2 工事及び作業上の事務手続
- 3 道路、河川、公園等の新設、変更及び廃止の事務手続
- 4 道路、河川、公園等の占用及び使用
- 5 道路の占用料その他道路に係る収入金の徴収
- 6 道路、河川、公園等の監察及び監理並びにこれらに関する監督処分事務的処理
- 7 道路に関する工事及び占用工事の調整
- 8 道路に関する工事の承認
- 9 自転車駐車対策の事務的処理
- 10 放置自転車対策
- 11 公園における行為許可及び公園施設の使用許可並びに使用料徴収事務
- 12 その他所長の指定する特命事項の処理
- 13 他係の主管に属しないこと。

## 主査(公園催事指導)

(中の事務所に限る。)

- 1 公園催事指導

## 主査(公園適正利用)

(中の事務所に限る。)

- 1 住居のない者に対する公園の適正な利用の指導

## 維 持 係

(千種、東、昭和、瑞穂、熱田、南、名東及び天白の事務所に限る。)

- 1 道路、河川、公園等の新設、変更、廃止及び維持管理の技術的処理
- 2 道路、河川、公園等の工事(小規模のものに限る。)の施行
- 3 道路、河川、公園等の監察及び監理並びにこれらに関する監督処分事務的処理
- 4 道路、河川、公園等に係る愛護意識の高揚
- 5 自転車駐車対策の技術的処理
- 6 緑化に関する知識の普及及び市民の意識の高揚
- 7 緑化の指導、助成、相談等の民間緑化
- 8 特別緑地保全地区
- 9 土取り、埋立て等の行為の指導
- 10 その他所長の指定する特命事項の処理

## 維持第一係 維持第二係

(北、西、中村、中、中川、港、守山及び緑の事務所に限る。)

- 1 道路、河川、公園等の新設、変更、廃止及び維持管理の技術的処理
- 2 道路、河川、公園等の工事(小規模のものに限る。)の施行
- 3 道路、河川、公園等の監察及び監理並びにこれらに関する監督処分事務的処理
- 4 道路、河川、公園等に係る愛護意識の高揚
- 5 自転車駐車対策の技術的処理
- 6 緑化に関する知識の普及及び市民の意識の高揚
- 7 緑化の指導、助成、相談等の民間緑化
- 8 特別緑地保全地区
- 9 土取り、埋立て等の行為の指導
- 10 その他所長の指定する特命事項の処理

## 整 備 係

- 1 道路、河川、公園等の工事(小規模のものを除く。)の施行
- 2 受託工事の施行
- 3 その他所長の指定する特命事項の処理

## 名古屋市土木事務所処務規程（抜粋）

第2条 事務所の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 道路、橋、河川、ため池、調節池、用排水路、水門（遠隔操作水門及び頭首工を除く。以下同じ。）、堤防その他土木施設（以下「道路、河川等」という。）の新設、改築及び維持管理並びに占用及び使用上の事務的及び技術的処理に関する事。
- (2) 水防に関する事。
- (3) 道路の掘さく、復旧及び受託工事の執行に関する事。
- (4) 電柱、ガス管、軌道、街燈、その他地下埋設物に関する事。
- (5) 道路に関する工事の承認に関する事。
- (6) 自転車駐車対策の実施に関する事。
- (7) 放置自動車対策の実施に関する事。
- (8) 土取り、埋立て等の行為の指導に関する事。
- (9) 公園、緑地、街園及び街路樹の新設、改良及び維持管理並びに公園における行為許可及び公園施設の使用許可に関する事。
- (10) 緑化に関する知識の普及及び市民の意識の高揚に関する事。
- (11) 緑化の指導、助成、相談等の民間緑化に関する事。
- (12) 特別緑地保全地区に関する事。
- (13) グリーンバンク、フラワーコーナー、空地の緑化、緑道の整備その他の緑化工事に関する事。
- (14) その他特に命ぜられた事。

複数課・公所が連携した主な取り組みについて

区	取組み名	事業概要	部署・団体名	役割
中	商店街災害時緊急対応計画の策定及び訓練実施	南海トラフ巨大地震に備え、災害が発生したときに商店街の安心安全を確保するために、商店街緊急対応計画の策定及び訓練を実施 27年度：大須商店街 28年度：栄ミナミ商店街	総務課	消防署等公所との調整、委託業者との調整等
			地域力推進室	商店街連盟との調整
			中消防署	避難誘導計画や訓練計画の作成支援、訓練参加等
熱田	みんなでのばそう健康寿命	高齢者の方が、自主的・主体的・継続的に健康寿命の延伸及び地域におけるつながりづくりに取り組めるような環境作りを行うもの。 ※参加者の取り組み状況に応じてポイントがたまり、規定のポイント数が貯まったら区内の企業・団体からの協賛品を抽選でプレゼントする。	福祉課	「みんなでのばそう健康寿命」事業の実施主体。
			地域力推進室	地元企業・団体との仲介・調整（協賛・事業協力）
			保健所	ポイント対象となる事業（保健所実施の介護予防事業）の担当。担当事業での本事業の周知等実施。
			社会福祉協議会	ポイント対象となる地域活動（サロン等）の担当。担当事業での本事業の周知等実施。
			いきいき支援センター	ポイント対象となる地域活動（認知症カフェ等）の担当。担当事業での本事業の周知等実施。
中川	乳幼児健診時に子どもたちが本に親しむ機会を提供（ブックスタート事業）	3（4）か月児健康診査の機会を活用し、中川・富田図書館が養成した約60名のボランティアが中心となって絵本の読み聞かせを行い、絵本と絵本の紹介冊子や子育てに関する資料をオリジナル布製バッグを入れてプレゼントする。	中川・富田図書館	読み聞かせボランティアの養成、絵本の選定、読み聞かせの実施等
			保健所	3（4）か月児健康診査での事業実施の場の確保
			社会福祉協議会	事業を実施するための寄附の受け入れ、事業実施に必要な経費の支出等
			民生子ども課	子育て支援の面から事業の取りまとめ
名東	めいとう総合見守り支援事業（助け合いの仕組みづくり）	避難行動要支援者に、地域の支援者に対し名簿情報を提供することについての同意確認をし、学区に同意を得た避難行動要支援者の名簿情報を提供することにより、地域において、日ごろの見守り活動と連動させ、災害時に共助による迅速な安否確認や避難支援が実際に機能する仕組みをつくる。	総務課	全体総括、学区調整、同意書発送・整理、名簿作成、救援計画策定の指導、救援訓練の指導
			福祉課	高齢者・障がい者対応、民生委員との連携、同意勸奨、孤立解消
			保健所保健予防課	精神障がい者・難病患者対応
			消防署	救援訓練の専門的指導
			社会福祉協議会	地域福祉推進協議会等の住民支援担当、避難行動要支援者マップ作成指
天白	高坂学区地域コミュニティ活性化プロジェクト	H27 ソフト面： 子育て世帯の地域受入環境作り計画・実施、自治会への加入促進 ハード面： 調査委託・先進他都市調査の結果に基づく施策  H28 コミュニティ活性化に向けたアクションプランの策定 課題解決の取組み実施に係る費用助成	地域力推進室	事業統括、連絡調整（事務局）
			民生子ども課	子育て作業部会（アクションプラン策定へ向けて専門家として意見、事業実施への協力）
			福祉課	高齢者作業部会（高齢者サロン等の取組に対して、専門家として意見・事業実施への協力）
			保健所	子育て作業部会（アクションプラン策定へ向けて専門家として意見、事業実施への協力）
			社会福祉協議会	高齢者作業部会（高齢者サロン等の取組に対して、専門家として意見・事業実施への協力）、転入者ガイドランス作成
			高坂学区連絡協議会	全作業部会に参加（地域住民として意見、各事業の実施）
			高坂つながるフォーラム	全作業部会に参加（地域住民として意見、各事業の実施）
			天白子ネット	子育て作業部会（アクションプラン策定へ向けて地域住民として意見、事業の実施）
			住宅都市局	市営高坂荘の改修 交流スペース（高坂荘一室改修）
			名古屋市住宅供給公社	市営高坂荘の改修 交流スペース（高坂荘一室改修）
	名古屋大学大学院環境学研究科附属 持続的共 発展教育研究センター （コンサルティング ファーム） 助言、指導 （事務局）			
	参与（区長、区政部長、 区民福祉部長、保健所 長） 助言			

## 指令指定都市における総合区の考え方

### 横浜市

#### 【特別自治市制度における区のあり方（基本的方向性）】

特別自治市創設時には、区長は、市長が議会の同意を得て選任する特別職とするなど、区長の役割・権限の強化等に伴う区長の位置付けの変更を検討する。

#### 【指定都市の区に関する事項に係る検討結果報告書】大都市行財政制度特別委員会

今回の地方自治法の一部改正に伴い創設された総合区制度については、大都市における都市内分権を進める手段の一つとして示されたものである。

しかし、特別自治市の創設を目指す中で、具体的にどのような権限を区長に与えるべきか、また、総合区を導入した場合の影響や議会のチェックをどのように考えるかなどについては、十分な議論が必要である。

したがって、区の事務所が分掌する事務を定める条例を制定する平成28年4月のタイミングで性急に結論を出すのではなく、引き続き、議論を継続すべきものと考えている。

### 川崎市

#### 【区役所改革の基本方針】

本市においては、総合計画でめざす地域の姿に向けては、現段階では総合区制度を活用する必要性は低いものと考えているところですが、今後も特別自治市制度の検討状況などを踏まえつつ、他都市動向等を引き続き注視します。

### 京都市

#### 【共汗で進める新たな区政創生】

本市では、総合区によって可能となるとされる区長権限の強化策等については、既に、地域づくりの拠点としての区役所機能の充実と併せ、実質的に先行して取り組んでいます。平成24年度に創設した京都ならではの地域力を活かした協働型まちづくりを支援する「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」では、区の特性を発揮できる予算権限を区長は付与され、また、区民、事業者、学生、NPOなどの多様な主体が交流・連携するまちづくりカフェなどが随所で継続的に開催されるなど、区民のまちづくりへの参加の機運が大きく高まり、行動に移されていることなどの状況も踏まえると、制度を導入するメリットはないものと考えています。

加えて、同制度は、各区役所が市の方針と調和しながら、地域課題の解決に向け、それぞれで切磋琢磨する中で都市としての一体的な成長を図るという本市としての基本的な視点とも合致しないと考えています。

このため、本市では、現時点では総合区制を導入する必要はないと考えています。



## 大阪市

特別区と総合区の両者について検討中

### ※ 総合区の概要（7月22日 副首都推進本部会議）

#### ○基本的な考え方

##### （1）事務分担（局の事務と総合区の事務を整理）

- ・住民に身近な行政サービスを総合区が担えるよう、複数の事務レベルで検討
- ・市全体で統一性・一体性をもって実施すべき事務は局で実施

##### （2）職員体制

- ・事務分担に見合った人員を、局及び総合区に配置
- ・事務分担を踏まえつつ、簡素でスリムな職員体制を検討

#### ○事務レベル（案）

##### （A案）現行事務＋限定事務

- ・現在の区役所事務に加え、市民協働に適した事務、地域の特色を活かした事務、きめ細かい地域づくりに資する事務

##### （B案）一般市並み事務

- ・一般市の事務をベースに、直接住民を対象とする事務を中心に住民生活と密接に関わる事務

##### （C案）中核市並み事務

- ・中核市の事務をベースに、事業者を対象とする事務や専門性の高い事務を中心に地域の実情や住民ニーズを踏まえた施策展開が求められる事務

#### ○区数（案）と職員数の増減

（単位：人）

	A案	B案	C案
5区(人口45万)	▲140～▲80	▲90～▲10	120～270
8区(人口30万)	▲70～▲10	現員～100	340～550
11区(人口20万)	▲30～50	80～200	540～820

#### ○概要の提示

	期待できる効果
A案－8区・11区	公営所による放置自転車対策、公園事務所による遊具関係、地域高齢者活動拠点施設の運営補助等
B案－5区・8区	待機児童の解消、指定管理者の公募（老人福祉センター、スポーツセンター、プール）等
C案－5区	児童虐待対策、保健サービスの一体的実施、福祉サービス事業者への指導等